令和６年４月吉日

職 員 各 位

社会福祉法人　名古屋手をつなぐ育成会
理　事　長　　稲　垣　　敬　三

障害福祉サービスにおける福祉・介護職員処遇改善加算算定と これに伴う処遇改善の内容について（計画）

「福祉・介護職員等処遇改善加算」について、令和６年度（6 月から)、対象事業所の全てでこれを取得することとし、これらに伴う職員への処遇改善等の内容について、下記の通りといたします。

記

１．算定する加算の区分　　福祉・介護職員等処遇改善加算
（新加算Ⅱ・グループホームは新加算Ⅲ）

２．令和６年度の加算見込み総額　　約５７，０７０，９５０円
※障害福祉サービスにおける処遇改善加算（令和６年６月～令和７年３月）として法人に入る総額の予測

３．賃金改善の内容
（１）対象事業所
施設入所支援・短期入所・生活介護・就労支援事業 B 型・居宅介護/重度訪問介護・共同生活援助等
（２）改善方法
処遇改善加算による賃金改善
対象事業所の、生活支援員、職業指導員、就労支援員、指導員、サービス提供責任者、世話人、事務員等の対象者に下記の改善を継続する。
・令和３年度以降の基本給の昇給額とそれに伴い増額となる賞与の支給額
・パート職員、ヘルパーの時給を増額、パート職員の賞与
・短大卒・高卒・中卒・及びキャリア採用者の基本給の引き上げ
（３）その他
令和 5 年度から、資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導のため研修計画を策定するとともに、職員の能力評価を行い昇任の参考とするため、人事考課面談を実施する。
また、資格取得のための支援として、国家資格受験日の休暇について配慮する。在職１年以上の職員については、事業所で国家資格合格後の登録料を負担する。

４．令和６年度の賃金改善見込み総額は、
加算総額のうち、令和７年度の賃金改善に充てるための繰り越し部分を除く、
４０，００５，９４３円を上回るようにする。

５．問い合わせ等
本内容についての問い合わせ先：センター長　　以上